

1 現状確認

【圏域相談支援事業所】

(1) 事業所名

事業所	相談支援事業(人)
ぴあ南風	4
ふなき	5
ぷりずむ	8

(2) 相談対応について

- ・ 特定計画相談の対象となる、精神病院からの地域移行が多い。
- ・ 精神障害のある方への相談支援は、夕方から夜間が重要であり、夕方からの相談には、他事業担当の宿直職員が対応している。
- ・ 困難なケースは、他事業所と連携して対応している。
- ・ 圏域相談の相談者の増減はないが、困難事例が増えている。
- ・ 相談支援事業全体で、人件費は赤字である。

【指定特定相談支援事業所】

(1) 事業所名

事業所
神原苑在宅介護支援センター
自立生活センター宇部
サポートセンターぴっころ
相談支援事業所フィットケア
高嶺園
うべ障害者相談センター
相談支援事業はーとけあ

(2) 相談対応について

- ・ 計画相談支援時に、他の相談にも対応することがある。また、直接の支援となる場合もあり、ボランティアで行っている。(複数事業所から)
- ・ 3 障害を対象とし、専門分野外にも対応するが、精神障害者への対応が難しい。
- ・ サービス利用計画のサインを洩る人がいる。(複数事業所から)
- ・ 相談支援は、障害福祉サービスの基本であり、計画相談の作成対象でなくても、誰からのどんな小さな相談にも対応することをスタンスとしている。利益抜きで、相談に対応できる職員を整えるため、できるだけ多くの研修を受講している。
- ・ 地域相談（地域定着支援）の夜間対応は、携帯電話への転送により、担当者が直接対応している。

2 課題

(1) 職員体制

- ・有資格者の配置が必要。
- ・収入が見込めないと人員確保は難しい。
- ・現状で対応が困難になれば、増員を検討する。現時点では増員予定なし。
- ・計画相談だけの事業では人員増は困難だが、今後の状況により検討したい。
- ・他業務との兼任は困難であるため、増員を予定している。
- ・増員希望だが、費用面で困難。
- ・3人増員の予定。
- ・今後の状況により増員を検討する。
- ・今年度中に1人増員予定。

(2) 相談対応について

- ・精神に障害のある方の相談が増えており、サービス利用にあたり病状がわからないので、医師との連携で意見書を記入いただく方法をとっている。
- ・障害者の方の本音を聞きだすのに、時間がかかる。(2~3回、同様な聞き取りが必要)
- ・相談を受ける中から、明確な対応策を探るまでが大事。
- ・サービス利用に繋がらない相談事が多く、苦慮している。(特に精神の方は、話を聞くのみの対応の場合がある。また、相談を持ちかけられると断ることができず、病院への同行、家族の受ける支援へのアドバイスなど、ボランティアで動くことがある。)
- ・土日の相談には、直ぐの解決とならない場合がある。
- ・計画相談のみでなく、様々な相談を受けている。(まだ、相談を受けることができる。)
- ・今後、権利擁護に関する相談が多くなると感じてる。

(3) その他

- ・聴覚障害者の通訳者と相談員との連携が不足している。
- ・病院や施設からの退院・退所を支援する地域移行のPRが必要である。
- ・相談支援の充実が、施設全体の事業の安定に繋がると考えているが、計画相談支援だけをとると、報酬の整備がされていないと感じる。
- ・アパートなどの居住の場探しと、定着支援が課題。
- ・賃貸住宅入居時の保証人の確保が困難。

3 圏域相談事業所の体制について

(1) 相談領域の専門性

- ・「専門領域を主に」と出したいが、現実的には他事業所と連携の必要な全障害を対象とする方が現実的と思う。
他事業所からの相談等連携について、福祉サービス事業所等からは、専門領域外の

障害についての対応方法や現在ある福祉性との内容や活用方法等多岐にわたる。

- ・利用者が求めている専門性に対応できるよう、事業所のたらい回しにしない体制づくりが必要。そのため、専門領域を前面に出す方がよい。
- ・利用者の皆さんが利用しやすくするために、箇所数を増やすならば、専門領域ごとではないほうがよいと思う。
- ・3 障害 1 元化とし、校区ごとに割り当てる対応がよい。専門のノウハウが必要な事項には、その専門性の高い事業所との連携より対応し、各事業所のスキルアップを図ることがよい。
- ・専門領域とせず、全てを対象とする。
- ・専門性は必要であると思う。
計画相談支援事業専門員のスキルアップにも携わって欲しい。
- ・専門性があった方が、事業所からも相談がしやすい。
- ・専門性は必要である。しかし、専門分野外の対応も必要。
- ・障害種別を限定せず、相談を受けることが大事。
- ・専門性・得意分野は当然あると考えているが、専門性を重視すると重複障害の場合の対応が困難なのではないか。

(2) 市内に必要な箇所数

- ・箇所数は多い方がよいので増やすとよい。(希望する事業所には全て)
- ・専門領域別に必要な箇所数。(例えば、身体・知的・精神・児童等)
- ・市民の相談しやすさは、近い場所にたくさんの事業所がある方がいいのではないかと。
また、事業所複数の選択肢で示せること、および事業所の選択時には自己決定をするということが重要。
- ・校区ごとに対応できれば、数にこだわらない。
- ・市内を網羅できるように、全部で5事業所程度あればよい。
- ・障害者本人・支援者からすると、気軽に相談できる人や窓口が多い方が安心に繋がると思う。
- ・箇所数は現状でよいが、24時間体制が良い。
- ・1箇所を集約し、各事業所に繋ぐという方法もある。(行政主導型という選択もある。)
- ・1~2校区単位に1事業はほしい。
- ・現状でよいが、相談できる箇所が増えることには賛成。

(3) その他

- ・相談支援事業所のスキル面に差があると感じる。
- ・委託箇所が増えると委託料に懸念がある。
- ・相談支援事業所は、他の事業所や地域との情報交換が必要である。もっと地域とかわりを持ってほしい。
- ・指定特定相談支援事業者からの相談にも対応できるシステムづくりがされると良い。

4 随意契約を見直すことについて

【圏域相談受託事業所】

- ・当然と思う。全事業所のスキルアップの底上げにもなる。
- ・現状の随意契約では、事業所管の公平性が保てない。見直しに理解できる。
- ・見直しに理解できる。

【指定特定相談支援事業所】

- ・意見は無いが、随意契約でなくなれば検討する。
- ・見直しに賛成。
- ・特に意見なし。
- ・相談支援に関しては、利益優先と考えておらず、意見なし。
- ・相談支援を広げるために、見直しに賛成。
- ・随意契約に拘る必要はない。

5 その他

- ・相談支援事業が魅力的な運営になるよう行政支援を望む。
- ・相談支援事業に対し、行政の方針を聞きたい。
- ・地域の中に、相談する場所がないのではないか。
- ・バリアフリー対応が遅れている。